

海外の建設争議における 「pay when paid」の考え方

前田建設土木本部台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫
台北地下鉄松山線 590A 工区 顧問 非会員 税所 陽一

1. はじめに

¹⁾ 台湾南部地下鉄工事において、巨額の工事未払い金に対する争議が起こっている。ほぼ全工区が元請を訴訟している。ここでは争議の焦点である「工事代金支払いの考え方」について、特に契約の中に記載されている「pay when paid」の精神を裁判の実判例を元に法的解釈を紹介する。

2. 工事請負形態と訴訟状況

紹介するプロジェクトの請負形態は、発注者が台湾南部〇〇政府で元請はBOT会社、そして施工業者はBOT会社と設計施工の契約を結んで工事を進めるという構図である。工事代金未払い問題とは、施工業者とBOT会社の間で起きている問題である。工事が完了し地下鉄が営業運転を開始したが、BOT会社は、施工業者に対する設計変更追加工事等に係る紛争が未解決として、元請業者に対する当初契約工事代金の6%の支払を停止した。その後BOT会社は施工業者との間で債務を確定させるために協議書を締結した。協議書の締結はBOT会社が施工業者に対し設計変更追加部分の部分的放棄を求める等したたかな交渉術を駆使しての締結であった。しかしその後2010年9月にその債務の一部が支払われたのみで債務不履行状態が続いており、ほぼ全ての施工業者が協議書締結から2年近くが経過しているので、時効が成立する事を懸念して訴訟を起している。最近早期訴訟案件について裁判の判決が出されつつある状況である。訴訟の争点は以下の通りである。

原告側（施工業者）：協議書通りに債務を支払って欲しい。

被告側（BOT会社）：施主からの支払いがないので支払えない。

「pay when paid」が契約約款に記載されているため。

主な出来事は以下の通りである。

(1) 2001年10月：工事着工（予定工期 2007年10月）

(2) BOT会社の下請として設計施工工事である。

(3) 2008年03月 紅線開通, 2008年09月 橘線開通

(4) 2008年11月：

BOT会社は、設計変更追加工事等に係る紛争が未解決として、元請業者に対する当初契約工事代金の6%の支払を停止。

その後BOT会社は、高雄市政府との紛争が解決せず高雄市政府からBOT会社へ然るべき代金が支払われていないことを理由に「pay when paid」条項に従い元請業者への支払いをしないと主張。

(5) 2012年4月現在：全ての工区の負債は確定、昨年9月に約半分の金額の支払いがあったが、その後支払いは無し。1工区を除く、全ての工区（12工区）が訴訟している。

(6) 判決が出始めている。

3. 「pay when paid」とは

いわゆるBOT会社が主張する「pay when paid」とは、BOTと施工業者間の契約書、一般条項の第18.3条の第1点と第2点、に示された施工業者への支払い条項のことを差している。「1. 出来高を請求する際、請負者が施主の発行してきた検収合格証明書、出来高請求調書をBOT会社を通して高雄捷運局へ審査に出す。2. BOT

キーワード 海外工事, 台湾, 未払い, 訴訟, back to back

連絡先 前田建設台北出張所 台北市大同区重慶北路1段1-1号4F tel. 02-2558-6380 ex. 1101

会社が施工業者の出来高請求調書を受領し、施主による査定を受け、合格し施主から支払われたら、施工業者に請求書提出を通知、7日のビジネスデー以内に支払いを行う。」

4. 判決から見る「pay when paid」の精神

最近出た判決は以下の通りである。この様な「pay when paid」の解釈は、「発注者による支払不能或は支払い遅延というリスクを原告に転嫁して負わせることとなるため、原告（施工業者）にとってアンフェアであるし、両者の締結した請負契約の趣旨にも符合しない。」と明記されている。

以下に判決文の関係箇所（日本語訳、一部修正）を示す。

「・・・契約を解釈する際、当事者の真意を追究しなければならない。契約の当事者の真意を追究するため、契約全文を読み通し、誠信原則に基づき契約の主たる目的及び経済価値などを全般的に考量しなければならないとされている。最高裁判所の74年度台上字第355号の判決の趣旨がはっきり書かれているので、参照して頂きたい。係争工事の発注者は〇〇政府である。〇〇政府が被告（BOT会社）と請負契約を締結した後、被告（BOT会社）が駅部、トンネル、水電（消防工事を含む）、空調工事などをもって、原告（施工業者）と請負契約を結んだ。よって両者は異なった法律関係である。本件につき両者が契約を締結する主な目的としては、原告（施工業者）が契約に基づき被告（BOT会社）の工事を完成させれば報酬をもらうこと、その代わりに被告（BOT会社）が完成した工事を取得することである。もし上記の一般条項の規定に基づき、発注者による査定及び支払いを被告（BOT会社）の工事代金の支払い義務における停止条件として付けられると、発注者による支払不能或は支払い遅延というリスクを原告に転嫁して負わせることとなるため、原告（施工業者）にとってアンフェアであるし、両者の締結した請負契約の趣旨にも符合しない。契約に当事者のリスク移転の真意を明確していない限り（例えば一次請負者が発注者から工事代金を取得することの出来ない場合、二次請負者が一次請負者に対し工事代金を請求することができないことを文字により明確に規定すること）、一次請負者、つまり被告が当該リスクを取るのが誠実原則に符合するものと考える。」

6. まとめ

以上のようにこの工事出来高支払いの場合、「pay when paid」の考えが適用されない事が判決にて明確に示されている。この条項は工事出来高の支払いの手順を示しているにすぎないのである。請負業者が報酬を要求し、施主は完成品を享受する。この単純な原則はいつでもどこでも正しいのである。つまり発注者からの支払いが無いことを理由に安易に下請に請けに出来高を支払わない事は許されないのである。

この裁判の判決の結論は、①協議書締結日から年5%の利子を付けて原告（施工業者）に支払う事。②訴訟費用は被告側が負担すること。というものであり、全面勝訴と言える。しかしこのBOT会社は既に債務超過に陥る寸前であり、施工業者がこの判決通りの支払いを受けるとは限らない事をここに述べておく。さらにBOT会社はこの条項のことを「back to back」条項と間違えて呼んでいることも追記しておく。

ここで紹介した争議は海外工事の象徴的なもので、出来高の支払い条項に「pay when paid」を記載することを禁止している国もあるとの事である。最近では日本でも、国際標準契約約款のFIDICに準拠した契約にて工事を進めようとの状況になりつつあると聞いているので、今後施主側も請負側も益々契約の概念を十分に理解して工事に望む事が必要になると考える。契約の作成に当たる場合はその主旨を契約書に明記することが大事と考える。私の経験を基にした稚拙な邦文が皆様の今後の建設請負工事の参考になればありがたい。

参考文献

- 1) 第67回年次学術講演会

以上